社員紹介報酬金
税金計算
チェックシート

Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

社員紹介による報酬金は、従業員のモチベーション向上や採用促進に有効な手段ですが、税務上の取り扱いには注意が必要です。本チェックシートは、社員紹介報酬金にかかる税金の考え方と、企業が会計処理を行う際の留意点を確認するためのものです。

1. 報酬金の課税区分を確認しましょう	
	業務時間内の紹介ですか？
☐	はい 。給与所得（源泉徴収の対象）。所得税率は所得に応じて変動（約15%〜55%）。
☐	いいえ 。雑所得（年間20万円超で確定申告が必要）。所得税率は所得に応じて変動（約15%〜55%）。
☐	例外的に一時所得となる場合
	報酬金の形態は？
☐	現金の場合は、課税対象になります。
☐	商品券やギフト券などの場合は、 課税対象（額面金額が所得）になります。
2. 所得税と住民税について	
☐	報酬金は、所得税と住民税の課税対象。所得税率は所得に応じて変動（約15%〜55%）。住民税は通常10%。
3. 報酬金を分け合う場合	
☐	紹介された知人が1年間に受け取る贈与額が110万円を超える場合、贈与税が課税される可能性あり。

© MoneyForward, Inc.

4. 企業の会計処理について

	報酬の支払いは原則として給与または賞与として処理。
☐	給与手当の場合は、源泉徴収の対象となります。
☐	支払手数料の場合は、消費税の課税対象となる可能性があります。
☐	給与所得でも、他の所得との合計によっては確定申告が必要な場合あり。
☐	雑所得として処理する場合、年間20万円を超えると確定申告が必要。

確認事項

☐	社員紹介報酬に関する社内規定は明確ですか？
☐	報酬金の支払い手続きと税務処理の流れは明確ですか？
☐	従業員に対して、報酬金の税務上の取り扱いについて周知していますか？

本チェックシートは、一般的な税務上の考え方を示したものです。
個別の状況によって異なる場合がありますので、詳細は税理士や税務署へご相談ください。報酬金の金額や支給方法によっては、他にも考慮すべき税務上のルールが適用されることがあります。

© MoneyForward, Inc.